

議案第25号

大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田原市国民健康保険条例（昭和34年条例第9号）の一部を次のように改正する。
第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。